

重要・保存版**台風や地震に対する非常措置についてのお知らせ**

今後の「台風や地震に対する非常措置」についてお知らせします。

本校においては、台風や大雨等により「京都市」（※テレビ・ラジオ等では、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（大雨、暴風など全種類）」・「暴風警報」が発令された場合、京都市域において「震度5弱以上の地震」が発生した場合には、または「梅津・北梅津学区」に「避難指示」が出されたとき、下記のような措置を行いますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意して下さい。なお、このプリントは各ご家庭で保管して下さい。

1. 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を行います。
 - ・午前7時までに解除になった場合・・・平常授業（8：25登校，給食あり）
 - ・午前9時までに解除になった場合・・・3校時から始業（10：30登校，給食あり）
 - ・午前11時までに解除になった場合・・・5校時から始業（13：00登校，給食なし）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業（給食なし）

2. 在校中に「暴風警報」が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3. 「特別警報」が発令された場合

解除されるまで、自宅などで待機し、命を守る行動を優先してください。

- (1) 午前0時までに解除になった場合は5校時から始業（13：00登校）
- (2) 午前0時から登校までに発令した場合は「当日」臨時休業
- (3) 在校中に発令した場合は、気象状況、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

*帰宅する場合は、原則、保護者の方の引き取りをお願いします。

4. 「震度5弱以上の地震」が発生した場合

- (1) 京都市域において、震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ・下校後、午前0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、午前0時以降に発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの日を臨時休業とします。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
- (3) 在校中に発生した場合は、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

*帰宅する場合は、原則、保護者の方の引き取りをお願いします。

5. 梅津・北梅津学区の「避難指示」についても「暴風警報」と同様の措置をとります。

大雨警報や洪水警報の場合も、継続するような時、教育委員会の判断で、上記と同様の措置をとる場合もあります。学校ホームページや保護者連絡ツール「すぐる」等でお知らせします。

